

**鳥取県告示第 889 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業真名地区農業用道路）を平成19年10月16日同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝